

(表 面)

<p style="text-align: center;">年金生活者支援給付金調査証</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center;">写  真</div> <p>官職又は職名 氏 名 ( 年 月 日生)</p>	<p style="text-align: center;">第 号 令和 年 月 日公布</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">厚生労働大臣、地方 厚生局長、地方厚生 支局長又は日本年 金機構の印</div>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(裏 面)

年金生活者支援給付金の支給に関する法律(抄)

(支給の制限)

第七条 老齢年金生活者支援給付金は、受給資格者が、正当な理由がなく、第三十六条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第八条 老齢年金生活者支援給付金の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第三十五条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、老齢年金生活者支援給付金の支払を一時差し止めることができる。

(準用)

第十四条 第六条から第九条までの規定は、補足的老齢年金生活者支援給付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用)

第十九条 第六条から第九条までの規定は、障害年金生活者支援給付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用)

第二十四条 第六条から第九条までの規定は、遺族年金生活者支援給付金について準用する。この場合において、同条第一項中「できる」とあるのは、「できる。この場合において、その死亡した者の死亡の当時当該遺族基礎年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となっていた国民年金の被保険者又は被保険者であった者の子は、当該死亡した者の子とみなす」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(調査)

第三十六条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者(以下「年金生活者支援給付金受給資格者」という。)に対して、受給資格の有無及び年金生活者支援給付金の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し年金生活者支援給付金受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によって質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第四十一条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第八号及び第九号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一～七 (略)

八 第三十六条第一項の規定による命令及び質問

九～十一 (略)

2～4 (略)

◎この証は、厚紙を用い、中央の点線のところから二つ折とすること。

(A列7番)